

宮崎市客引き行為等の 禁止に関する条例

客引き行為等を
しない!させない!利用しない!



禁止規定 (全ての業種)

客引き行為等禁止区域における、

- 1 客引き行為・客待ち行為の禁止
- 2 勧誘(スカウト)行為・勧誘待ち行為の禁止
- 3 客引き行為を用いた営業の禁止

*1、2については「することと「させる」ことが禁止されます。



事業者の方は、禁止規定を遵守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業者への指導・監督をお願いします。



市民や観光客の方は、客引き行為や勧誘行為はきっぱり断り、利用しないようにしましょう。

違反者への措置と罰則

指導 > 警告 > 命令 > 過料

(5万円以下)

違反者に対し違反行為をしてはならない旨を指導・警告・命令します。命令に従わないとときは、5万円以下の過料を科すほか、

氏名・住所・店舗名を公表します。

なお、違反行為者だけでなく客引き行為等をさせた店舗や事業者も、指導・警告・命令・過料及び公表の対象となります。

※令和4年1月1日から開始



規則の対象となる行為



客引き行為



通行人その他不特定の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為をいいます。

勧誘行為



通行人その他不特定の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧説する行為をいいます。

客待ち・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

客引き行為を用いた営業



客引き行為をした者等から紹介を受けて、客引き行為された者を客として店舗に立ち入らせる行為をいいます。

※本条例の規定にかかわらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「宮崎県迷惑行為防止条例」など、その他の法令で規制される場合があります。

規制の対象とならない行為

ティッシュ・チラシ等を配布する行為



不特定多数の人に呼びかける行為



店舗内での営業活動



※これらの行為であっても、公共の場所で、相手方を特定し、客となるように誘う行為または役務に従事するよう誘う行為に発展した場合は、客引き行為または勧誘行為に該当します。